【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2026年11月27日
【発行者の名称】	エネルギーパワー株式会社 （ENERGY POWER CO., Ltd.）
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　米澤　量登
【本店の所在の場所】	大阪府大阪市中央区北久宝寺町二丁目１番10号
【電話番号】	06-6267-0107（代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理本部長　鈴木　秀也
【担当Ｊ－Ａｄｖｉｓｅｒの名称】	フィリップ・キャピタル証券株式会社
【担当Ｊ－Ａｄｖｉｓｅｒの代表者の役職氏名】	代表取締役社長　永堀　真
【担当Ｊ－Ａｄｖｉｓｅｒの本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門一丁目23番１号虎ノ門ヒルズ森タワー
【担当Ｊ－Ａｄｖｉｓｅｒの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	https://www/phillip.co.jp/
【電話番号】	03-3666-2321
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所 TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は下記の通りです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町７番１号
【公表されるホームページのアドレス】	エネルギーパワー株式会社 https://kenep.co.jp/ 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

１　ＴＯＫＹＯ ＰＲＯ Ｍａｒｋｅｔは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、ＴＯＫＹＯ ＰＲＯ Ｍａｒｋｅｔの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第３ ４【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。

２　発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第１項第１号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。

３　ＴＯＫＹＯ ＰＲＯ Ｍａｒｋｅｔにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、ＴＯＫＹＯ ＰＲＯ Ｍａｒｋｅｔにおいては、Ｊ―Ａｄｖｉｓｅｒが重要な役割を担います。ＴＯＫＹＯ ＰＲＯ Ｍａｒｋｅｔの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するＪ―Ａｄｖｉｓｅｒを選任する必要があります。Ｊ―Ａｄｖｉｓｅｒの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるＴＯＫＹＯ ＰＲＯ Ｍａｒｋｅｔに係る諸規則に留意する必要があります。

４　東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第１【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第２【企業の概況】

１【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次		第11期
決算年月		2026年８月
売上高	（千円）	7,547,771
経常利益	（千円）	1,369,865
親会社株主に帰属する当期純利益	（千円）	880,824
包括利益	（千円）	895,185
純資産額	（千円）	1,724,383
総資産額	（千円）	8,430,930
１株当たり純資産額	（円）	215.55
１株当たり配当額 （うち１株当たり中間配当額）	（円）	－ （－）
１株当たり当期純利益	（円）	110.10
潜在株式調整後１株当たり当期純利益	（円）	－
自己資本比率	（%）	20.5
自己資本利益率	（%）	51.1
株価収益率	（倍）	－
配当性向	（%）	－
営業活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	890,377
投資活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	△2,421,612
財務活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	1,513,021
現金及び現金同等物の期末残高	（千円）	1,178,108
従業員数	（人）	39

（注）１．第11期より連結財務諸表を作成しておりますので、それ以前については記載しておりません。
２．潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
３．自己資本利益率については、期末自己資本に基づいて計算しております。
４．株価収益率については、当社株式の売買実績がなく株価を把握できないため、記載しておりません。
５．１株当たり配当額（１株当たり中間配当額）及び配当性向については、配当を行っていないため記載しておりません。
６．当社は、「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第３項の規定に基づき、新月有限責任監査法人による監査を受けております。
７．従業員数は就業人員数であります。

2【沿革】

当社の事業活動の前身は、産業用太陽光発電所を有する鈴鹿電工株式会社（現 スズカ電工株式会社、以下「スズカ電工株式会社」といいます。）における小売電気事業部に端を発します。

2016年４月、電気事業法等の一部改正に伴って「適正な電力取引についての指針」を公正取引委員会及び経済産業省は共同して改定をし、旧一般電気事業者に対して発電部門と売電部門の分離を推奨するに至りました。こうした社会情勢を踏まえつつ、スズカ電工株式会社は電気を通じてより良い社会基盤の一翼を担い社会に新たなエネルギーソリューションを提供することを目的に、スズカ電工株式会社の売電部門を担う法人として当社は設立されました。同年５月に同社から小売電気事業を、同年７月に小売電気事業と親和性の高い電気工事事業の事業を譲り受ける形で、事業を開始しております。

2018年12月、当社単独での事業活動が軌道に乗りつつあることとさらなる成長に向けて、当社代表取締役社長米澤量登氏は、スズカ電工株式会社代表者の資産管理会社が保有する当社発行済株式全てを譲受し、当社はスズカ電工株式会社のグループ会社から外れ、独立した企業となっております。

なお、現在の当社グループでは、小売電気事業をエネルギーマネジメント事業、電気工事事業をエンジニアリング事業としております。当社グループの事業の変遷は次のとおりであります。

年　月	概　要
2016年４月	大阪府大阪市中央区本町に関西エネルギーパワー株式会社を設立
2016年５月	スズカ電工株式会社から小売電気事業（現 エネルギーマネジメント事業）を譲受
2016年７月	スズカ電工株式会社から電気工事事業（現 エンジニアリング事業）を譲受
2016年10月	大阪府大阪市中央区北久宝寺町（現 本店所在地）へ本店移転
2016年10月	建設業許可取得（電気工事業(般-28)第146091号）
2016年11月	登録小売電気事業者（A0371）登録(注)１
2017年２月	電力の現物及び先渡取引等の仲介をする一般社団法人日本卸電力取引所（JEPX）会員登録(注)２
2017年２月	東京都中央区八丁堀に東京営業所を開設
2017年４月	大阪府大阪市中央区北久宝寺町に再生可能エネルギーの発電事業およびその管理・運営ならびに電気の供給、販売等に関する業務等を目的とした合同会社境港エネルギーパワーを設立
2017年７月	熊本県熊本市東区新南部に熊本営業所を開設
2017年８月	建設業許可取得（管工事業・消防施設工事業(般－29)第146091号） 電気工事業の許可区分変更（(特－29)第146091号）
2019年４月	合同会社境港エネルギーパワーの全出資持分を売却
2019年11月	プライバシーマーク取得（登録番号20002493(02)）
2020年２月	エネルギーパワー株式会社へ商号変更
2020年７月	管工事業の許可区分変更（(特－２)第146091号）
2020年８月	熊本営業所を九州営業所へ改称、福岡県福岡市博多区吉塚へ移転
2020年９月	建設業許可取得（電気通信工事業(般－２)第146091号）
2022年７月	電気工事業及び管工事業の許可区分変更（(般－４)第146091号）
2024年３月	東京証券取引所TOKYO PRO Marketに上場
2024年５月	電気工事業及び管工事業の許可区分変更（(特－６）第146091号）
2025年１月	九州営業所を廃止
2025年２月	東京営業所を東京都中央区新富へ移転
2025年７月	丹波メガパワー蓄電所及び朝来メガパワー蓄電所竣工
2025年12月	丹波メガパワー蓄電所及び朝来メガパワー蓄電所の商業運転開始
2026年４月	合同会社北岐阜メガパワー、合同会社三重霞メガパワー（現・連結子会社）を設立

（注）１．エネルギーマネジメント事業を行うためには、電気事業法上の登録を受ける必要があります。登録電気事業者とは、経済産業大臣による登録を受けた事業者であります。

２．日本卸電力取引所（以下「JEPX」といいます。）の会員登録のメリットとして、JEPXでの取引が可能となります（会員でなければ、市場取引を行うことができません）。

3【事業の内容】

当社グループは、当社（エネルギーパワー株式会社）及び連結子会社２社（合同会社北岐阜メガパワー、合同会社三重霞メガパワー）の計３社で構成されております。当社グループは、「エネルギーの未来を創造し、エネルギーソリューションカンパニーへの飛躍」を経営理念として、社会・経済の原動力となるエネルギーを、電力供給と電気工事という２つの事業を通じて提供しております。

顧客に供給される電気は、供給する電力に基づき、特別高圧（2,000kW以上：大規模工場やオフィスビル等）、高圧（50kW以上2,000kW未満：中小規模工場や中小ビル等）、低圧（50kW未満（電灯100V・動力200V）：一般家庭や小規模店舗・事務所・工場等）に分類されており、当社は、マンション管理組合（マンション共有部を対象）や小規模店舗等を営む事業者を主たる顧客として、低圧中心の事業展開を行っております。

また、電力の供給や電気工事を通じて得た知見を基に、当社グループにおいて発電・蓄電設備に対して設備投資を行うとともに、エンジニアリング事業として各種工事を受注するなど、各事業の相乗効果を高める営業を行っております。

当社グループの事業セグメントは、以下のとおりであります。

なお、当連結会計年度より報告セグメントの区分を変更しております。詳細は、「第６　経理の状況　連結財務諸表等　注記事項（セグメント情報等）」に記載のとおりであります。

セグメント	主たる事業・商品	顧客
エンジニアリング事業	省エネ改修工事、電気幹線改修工事、受変電設備改修工事、太陽光発電設備設置工事、ＥＶ充電設備設置工事、系統用蓄電池設備設置工事、太陽光発電設備資材等の商品販売	マンション管理組合（マンション共有部）、社会福祉施設、店舗・事務所、工場、交通事業者、個人、小売電気事業者、一般送配電事業者
エネルギーマネジメント事業	電気の小売	
系統用蓄電池事業	市場を通じた需給調整機能、発電能力の提供、電力の市場供給	

２．各事業の内容

（１）エンジニアリング事業

当社グループは、事業開始以来、一貫してビル、マンション等の電気設備の改修・省エネ化の事業に携わってまいりました。各種工事を担うエンジニアリング事業においては、建物がより便利でより住みよいというだけでなく、住みなれた愛着のある建物をより長く使うことができるように、安全性と経済性を考えた工事を提供しております。

現在の主力工事は、以下のとおりとなります。

①電気幹線改修工事

近年、マンション、戸建てを問わず、オール電化やＩＨクッキングヒーター等電力消費の大きい家電製品の普及により、電気幹線の増強の必要性が高まっております。電気幹線改修工事は、使用電力の増大に対応するために、建物内の老朽化した電気幹線ケーブルの交換、分電盤の新調、住戸内の専用コンセント設置等の工事であり、施工事例の蓄積が進んでおります。

②省エネ改修工事

蛍光灯や水銀灯、白熱電球を使う機器のＬＥＤ化工事、経年劣化のため効率が低下したエアコンの更新工事等、各種省エネルギー化工事を実施しております。

③高圧受変電設備改修工事

高圧による電気の供給においては、一般送配電事業者の送電網を経由して、高圧で受電した電気を需要家の所有する受変電設備で低圧に変圧し、各負荷設備に供給しております。電気幹線の改修に伴い、老朽化した受変電設備の改修も必要になることが多いことから、当社は、電気幹線改修や省エネ改修と併せて、老朽化した受変電設備の改修工事を請け負っております。

④自家消費型太陽光発電設備設置工事

太陽光発電設備で発電した電気を自家消費することで、電気料金を削減するとともに、災害時に電力系統からの供給が途絶えた際にも非常用電源として活用することができます。また、化石燃料由来の電力消費によるＣＯ２（二酸化炭素）排出の削減を通じて、政府が推進する脱炭素社会の実現に資する提案を行っております。

⑤ＥＶ充電設備設置工事

脱炭素社会の推進の一環として、今世紀前半においてガソリン自動車から電気自動車（ＥＶ）への置き換えが急速に進むことが予測されておりますが、これにはＥＶ充電設備の整備が不可欠となります。当社は、ＥＶ化する車社会を見据え、バス会社をはじめとする交通関係各社や店舗施設等に対し、ＥＶ充電設備の設置の提案及び施工を

行っております。

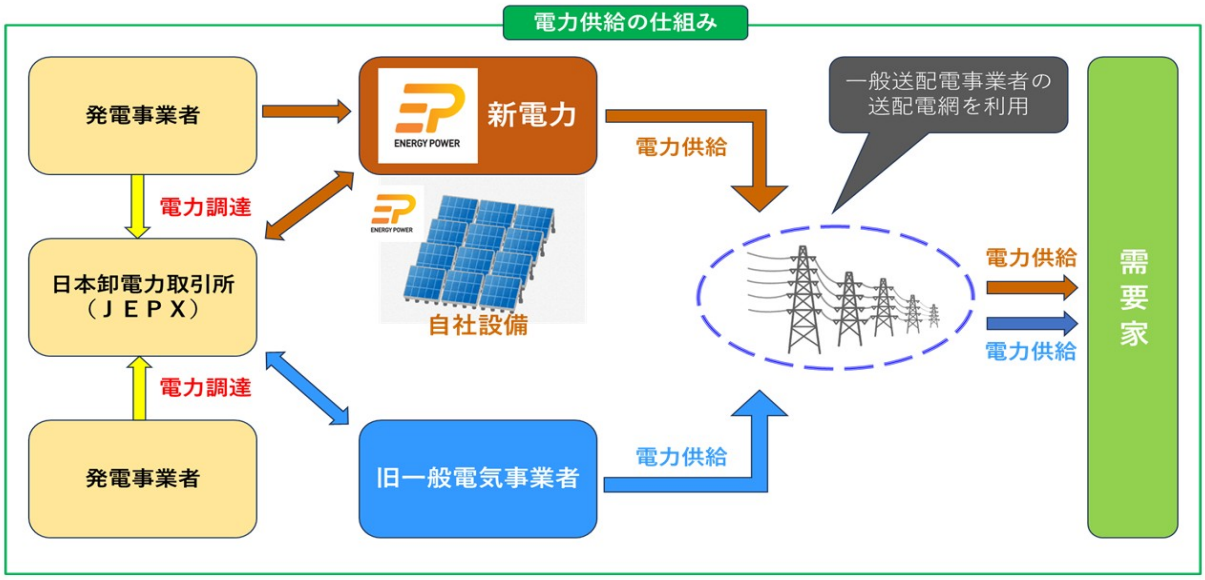
⑥系統用蓄電池設備設置工事

電力の安定供給には、同一時間において電力の需要量と供給量を同一量にすることが必要ですが、太陽光発電や風力発電等の発電量が時間帯や天候等により左右される再生可能エネルギーの普及に伴い、需給調整機能を有する電源の重要性が高まっております。即時に電力の供給量を調整することが可能である系統用蓄電池は、電力系統の安定化に欠かせないものとして期待されているため、多様な企業に対し、系統用蓄電池設備の設置の提案及び施工を行っております。

（２）エネルギーマネジメント事業

当社グループは、当社グループが保有する太陽光発電設備により発電した電力、発電事業者から調達した電力及びJEPXでの市場取引により調達した電力を、一般送配電事業者の保有する送配電網を用いて顧客に供給しております。供給エリアは全国７地域（東京電力エナジーパートナー株式会社(東京電力ホールディングス株式会社の小売電力事業会社)・中部電力ミライズ株式会社（中部電力株式会社の電気・ガス販売事業会社）・北陸電力株式会社・関西電力株式会社・中国電力株式会社・四国電力株式会社・九州電力株式会社（キューデンホールディングス株式会社の小売電力事業会社）の各営業地域）にわたっておりますが、太陽光発電設備により発電した電力は、東京電力エナジーパートナー株式会社の営業地域においてのみ供給しております。

当社の主要な顧客は、マンション管理組合や小規模工場、商店を営む事業者等低圧の電気需要家になります。



（注）１．新電力とは、電力自由化によって参入が認められた電気事業法上の登録小売電気事業者を指します。
２．旧一般電気事業者とは、電力自由化以前において小売電気の供給の独占が認められた電力会社10社を指します。

当社のエネルギーマネジメント事業の特徴は、以下の３つであります。

①当社グループ独自の顧客管理システム

エネルギーマネジメント事業においては、マンションの共用部や店舗・事務所や工場等を需要場所とする数千もの顧客の刻々と変わる電気需要とそれを賄うための電気の調達量を随時合致させなければなりません。当社グループは独自に開発したＣＩＳ（顧客管理システム）及び需給管理システムにより、電気の小売りを効率的に行えるようにしております。

②代理店の活用

営業の効率と成長スピードを向上させるため、代理店制度を設けております。地域で既に顧客基盤を有する企業や個人の事業者に代理店となっていただき、自社商品・サービスとともに当社グループの電気も営業していただいております。代理店にとってのメリットとして、顧客の増加に比例して手数料が大きくなるストック型のビジネスであることを訴求して代理店開拓を進めております。

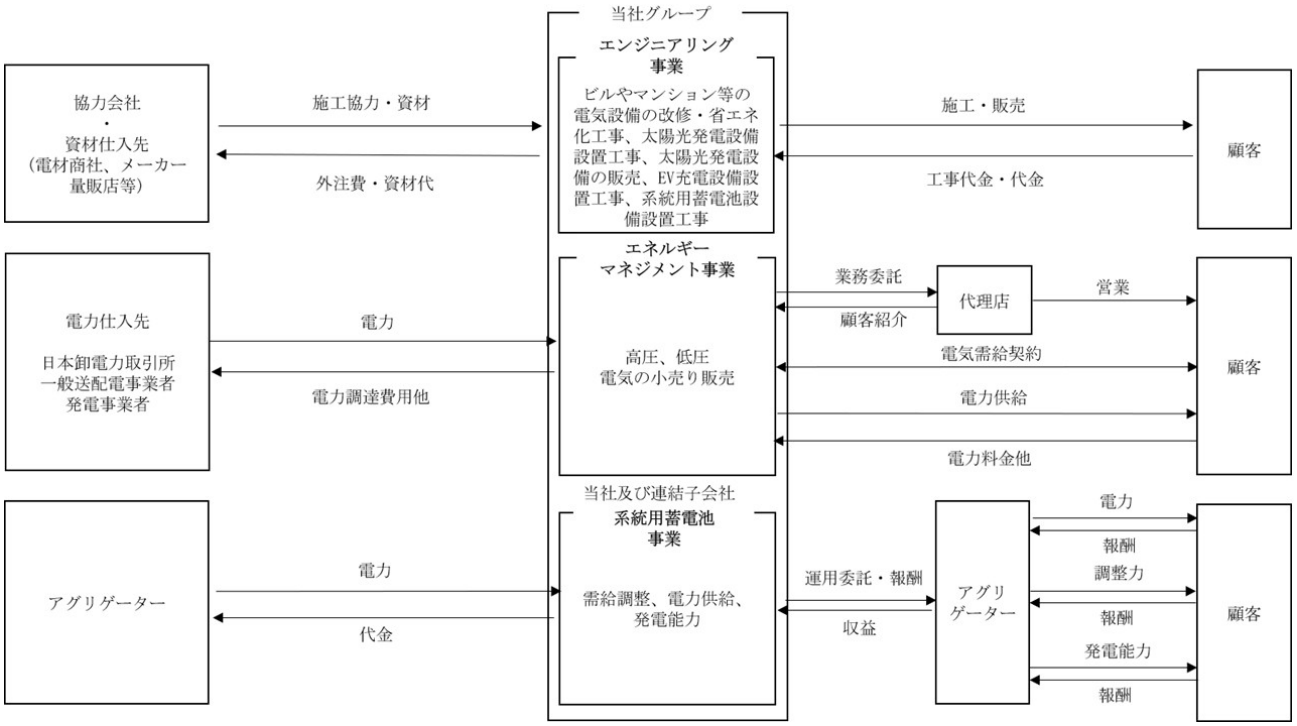
③安定した価格での電気の調達

エネルギーマネジメント事業の成否の要とも言えるのが、電気の調達価格の安定化です。当社グループでは、発電事業者から直接、固定価格で安定した電気を調達するとともに、当社グループで太陽光発電設備を備えることにより、調達価格の安定化を図っております。

（３）系統用蓄電池事業

当社グループは、エネルギーマネジメント事業及びエンジニアリング事業で培った電力関連の知見を基盤に、系統用蓄電池事業に参入しております。系統用蓄電池事業は、電力系統（送電網）に直接接続する大規模蓄電池設備を設置し、電力の需給調整を行うことで収益を得る事業です。当社グループは系統用蓄電池を所有し、アグリゲーターとの間で運用委託契約を締結しております。当該契約に基づき、アグリゲーターが需給調整市場等における調整力取引等を実施しております。これにより、電力需給の安定化及び電力供給の効率化に寄与しております。

［事業系統図］



４【関係会社の状況】

名称	住所	資本金（千円）	主要な事業の内容	議決権の所有割合又は被所有割合（%）	関係内容
（連結子会社） 合同会社北岐阜メガパワー (注)２（注）３	大阪市中央区	100	系統用蓄電池事業	100	業務執行社員 経営指導（注３） 資金貸付（注３） 資産売却（注３） 債務保証及び 担保提供（注４）
（連結子会社） 合同会社三重霞メガパワー (注)２（注）３	大阪市中央区	100	系統用蓄電池事業	100	業務執行社員 経営指導（注３） 資金貸付（注３）

（注）１．主要な事業の内容欄には、セグメントの名称を記載しております。

２．2026年４月20日付で合同会社北岐阜メガパワー及び合同会社三重霞メガパワーを設立いたしました。

３．経営指導、資金貸付及び資産売却については、市場価格、市場金利等を勘案して、一般取引条件と同様に、合理的に決定しております。

４．債務保証及び担保提供については、銀行からの借入金に対して行っております。当該債務保証及び担保提供に対する保証料及び担保料の提供は受けておりません。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2026年８月31日現在

セグメントの名称	従業員数（人）
エンジニアリング事業	15
エネルギーマネジメント事業	8
系統用蓄電池事業	3
全社（共通）	13
合計	39

（注）１．従業員数は就業人員であります。
２．系統用蓄電池事業の従業員数は専任者の人数であり、他にエネルギーマネジメント事業と兼任している者が１人おります。
３．全社（共通）は、管理部門（総務、経理等）の従業員数であります。
４．当社グループは、従来、「エンジニアリング事業」及び「エネルギーマネジメント事業」を報告セグメントとしておりましたが、当連結会計年度から「系統用蓄電池事業」を報告セグメントに追加しております。

(2) 発行者の状況

2026年８月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
39	34.0	4.0	5,937

セグメントの名称	従業員数（人）
エンジニアリング事業	15
エネルギーマネジメント事業	8
系統用蓄電池事業	3
全社（共通）	13
合計	39

（注）１．従業員数は就業人員であります。
２．系統用蓄電池事業の従業員数は専任者の人数であり、他にエネルギーマネジメント事業と兼任している者が１人おります。
３．平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。また、休業者は含みません。
４．全社（共通）は、管理部門（総務、経理等）の従業員数であります。
５．当社は、従来、「エンジニアリング事業」及び「エネルギーマネジメント事業」を報告セグメントとしておりましたが、当事業年度から「系統用蓄電池事業」を報告セグメントに追加しております。

(3) 労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第３【事業の状況】

１【業績等の概要】

当社は、2026年４月20日付で合同会社北岐阜メガパワー及び合同会社三重霞メガパワーを設立いたしました。これに伴い、当社グループは当連結会計年度より連結決算に移行しております。当連結会計年度は、連結財務諸表の作成初年度であるため、前連結会計年度との比較は行っておりません。

（１）業績

当連結会計年度における我が国経済は、政府による各種政策もあり、雇用・所得環境や企業収益の改善も見られ、景気は緩やかな回復基調で推移いたしました。一方、資源・原材料等の高騰に伴う物価上昇の長期化、米国の経済政策、金融経済の動向、中東地域等における地政学的リスク等により、依然として先行きが不透明な状況が続いております。

当社グループの事業活動の中心にある再生可能エネルギーを巡っては、政府は、「2050年カーボンニュートラルの実現」に向けて「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」を掲げ、再生可能エネルギーの普及を促進し、また、第７次エネルギー基本計画において、再生可能エネルギーの主力電源化にあたって蓄電池の活用など、調整力の確保を進めていくと言及していることもあり、企業による再生可能エネルギー導入の潮流は、継続しております。

このような環境の下、当社は、工事の請負を通じて企業による再生可能エネルギーの導入に注力し、自社グループにおいては、再生可能エネルギーの主力電源化や電力需要の増加に対して必要となる調整力を確保するために系統用蓄電池設備へ投資を行うなど、引き続き、再生可能エネルギーの普及への対応と収益機会の多様化を推進してまいりました。

エンジニアリング事業においては、このような潮流の下、人材や資金等の限られた資本を効率的に活用し、収益機会を最大化するために、系統用蓄電池設備設置工事を始めとした再生可能エネルギーの普及に資する工事を中心に請け負っております。前事業年度に受注した工事を含め、工事が堅調に進捗し、コストにおいても適切に管理した結果、大幅な増収増益につながりました。

エネルギーマネジメント事業においては、自社保有の太陽光発電設備が発電する電力の供給や相対契約による電源の確保を含め、世界情勢や天候等により変動する日本卸電力取引所における取引価格の影響を低減するための施策を行っております。

系統用蓄電池事業においては、朝来メガパワー蓄電所、丹波メガパワー蓄電所及び和歌山メガパワー蓄電所が商業運転を開始し、主に需給調整市場において需給調整機能の取引を行っております。政府による需給調整市場の運用方針の厳格化等もありながら、蓄電所は堅調に稼働し、落札を行えております。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は7,547,771千円、営業利益は1,547,796千円、経常利益は1,369,865千円、親会社株主に帰属する当期純利益は880,824千円となりました。

セグメントごとの業績を示すと、次のとおりであります。

なお、当社グループは、当連結会計年度から「系統用蓄電池事業」を開始したため、報告セグメントに追加しております。

（エンジニアリング事業）

エンジニアリング事業においては、売上高は6,333,096千円、セグメント利益は1,651,500千円となりました。

（エネルギーマネジメント事業）

エネルギーマネジメント事業においては、売上高は755,681千円、セグメント利益は14,191千円となりました。

（系統用蓄電池事業）

系統用蓄電池事業においては、売上高は458,994千円、セグメント利益は140,165千円となりました。

（２）キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、1,178,108千円となりました。当連結会計年度末における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果獲得した資金は、890,377千円となりました。これは主に、契約負債の減少額1,451,893千円、売上債権の増加額734,101千円、仕入債務の減少額171,819千円により、キャッシュ・フローが減少する一方で、税金等調整前当期純利益1,347,338千円、前渡金の減少額1,086,042千円、減価償却費283,432千円によりキャッシュ・フロー

の増加が生じたこと等によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）
　投資活動の結果支出した資金は、2,421,612千円となりました。これは主に、定期預金の払戻による収入10,000千円、定期積金の払戻による収入6,000千円があった一方で、有形固定資産の取得による支出2,398,492千円が生じたこと等によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）
　財務活動の結果獲得した資金は、1,513,021千円となりました。これは主に、短期借入金の純減少額721,944千円、長期借入金の返済による支出305,638千円があった一方で、長期借入れによる収入2,602,000千円が生じたこと等によるものであります。

2【生産、受注及び販売の状況】

当社グループは、当連結会計年度より連結財務諸表を作成しているため、前連結会計年度との比較分析は行っておりません。

（1）生産実績

当社グループが営む事業では、生産実績を定義することが困難であるため、生産実績は記載しておりません。

（2）仕入実績

当連結会計年度における仕入実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	仕入高（千円）	前年同期比（%）
エンジニアリング事業	3,722,519	－
合計	3,722,519	－

（注）1．金額は、仕入価格によっております。
2．セグメント間取引については、相殺消去しております。

（3）受注実績

当連結会計年度の受注実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	受注高（千円）	前年同期比（%）	受注残高（千円）	前年同期比（%）
エンジニアリング事業	1,361,569	－	1,449,865	－
合計	1,361,569	－	1,449,865	－

（注）1．セグメント間取引については、相殺消去しております。
2．エネルギーマネジメント事業及び系統用蓄電池事業は、提供するサービスの性格上、受注実績の記載になじまないため、当該記載を省略しております。

（4）販売実績

当連結会計年度の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高（千円）	前年同期比（%）
エンジニアリング事業	6,333,096	－
エネルギーマネジメント事業	755,681	－
系統用蓄電池事業	458,994	－
合計	7,547,771	－

（注）1．セグメント間取引については、相殺消去しております。
2．主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	当連結会計年度	
	販売高（千円）	割合（%）
株式会社エー・チーム	3,497,818	46.3
株式会社北摂防災	1,182,650	15.7

３【対処すべき課題】

当社グループは、中長期的な成長の観点から、以下の課題に取り組む必要があると考えております。

（１）事業基盤の強化について

エネルギーマネジメント事業における電力調達の大部分はＪＥＰＸから行っております。その価格は外的要因により大きく左右され、2021年12月期は年度を通じて価格が高騰したことで、損失が発生しておりましたが、2022年12月期に実施した電源調達調整額の導入後は、電源調達費用の高騰の影響を大幅に軽減できるようになりました。相対契約の実施や自社発電所の建設によるＪＥＰＸに依存しない電源の獲得等を行うことにより、原価の安定を図っておりますが、当社グループが供給する電力量全体の一部に過ぎないため、依然として需要家との新規契約には慎重な姿勢をとっており、需要家数の回復ペースは不透明であります。

他方、電力に関する知見を活用し、系統用蓄電池事業の開始や、エンジニアリング事業においては、系統用蓄電池設備設置工事の施工実績を積み上げており、複数事業のシナジーを発揮しております。当社グループは、このように、限られた資本を効率的に活用しながら、安定的な成長を目指してまいります。

（２）１社依存からの脱却

当連結会計年度の工事件数のうちかんでんＥハウス株式会社からの受注が占める割合は、当社グループと営業地域が重なり協力関係を構築しやすい背景から77.5%に上り、同社への依存状態が顕著であります。当社は１工事当たりの請負金額が非常に高額である系統用蓄電池設備設置工事を施工していることから、売上高における同社への依存度は前事業年度までと比較し、減少しておりますが、当社グループは、今後とも太陽光発電設備設置工事、ＥＶ充電設備設置工事等において蓄積された施工実績を活かし、工事の多角化を行ってまいります。

（３）人材の確保及び育成について

2025年下期及び2026年上期の第二種電気工事士の受験申込者数は165,837人と2015年下期及び2016年上期の申込者数合計との比較で1.28倍となっており（一般財団法人電気技術者試験センターＨＰによります。）、電気工事に携わる技術者の数は今後も増加することがうかがえます。当社グループとしましては、この流れを踏まえつつ、社内の人材を戦力として育成していかなければなりません。

当社グループは、電気工事士をはじめ各種資格の取得を促進すべく、外部の資格取得対策研修参加への補助、資格試験合格者への各種資格手当等、有能な人材を長期的に雇用確保するため、人材の確保・育成体制の構築を進めております。

労働環境をめぐる諸法令の改正等もあり、持続可能な成長を行うためには、社内の人材育成のほかに、社外からの人材の登用も重要であると考えているため、今後５年後・10年後を見据えて、社員の年齢構成分布を分析し、将来の組織増強を考えた、持続可能な組織の採用活動を実施するとともに、新卒を含め優秀な人材の確保を図ります。

（４）内部管理体制の強化について

当社グループが事業環境の変化に適応しつつ、持続的な成長を維持していくためには、内部管理体制の強化は極めて重要であると考えております。人材の登用や社内外の研修等を実施することで、内部統制への理解を深めるとともに実効性を高め、コーポレート・ガバナンスを充実していくことにより、リスク管理の徹底を図ります。

（５）財務上の課題

当社は、2020年末から2021年にかけて起こった卸電力価格の高騰により、2021年12月期に創業以来初の債務超過となりましたが、電源調達調整額の導入によって利益率が順調に回復した結果、2022年12月期においては黒字となっております。一方で、事業の拡大に際して、発電所及び系統用蓄電池の建設費用並びに運転資金を主として金融機関からの借入によって賄ってきたこともあり、当連結会計年度においては自己資本比率が20.5%、総資産有利子負債比率が63.2%となっていることから、財務体質の改善を対処すべき課題として認識しております。

発電所及び系統用蓄電池等への設備投資においては、バランスの取れた回収可能性の高い設備投資を実施するとともに、利益の蓄積及び多様な調達手法を活用した財務基盤の充実等を図ってまいります。

4【事業等のリスク】

本発行者情報に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、各事項のリスクのうち、将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

（1）電力調達費用の高騰

エネルギーマネジメント事業においては、電力の低廉かつ安定的な調達が業績の浮沈を左右する要素となります。

当社グループは、JEPXのほか、自家発電設備を有する事業会社等からも電力の購入を行っております。当社グループの電力調達先の多くは、化石燃料を用いた火力発電を行っているため、燃料輸出国の政情不安や世界的な異常気象により輸入化石燃料の価格が上昇し、調達先からの電力購入価格が上昇した場合は、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。これらのリスクに対しては、市場動向を見据えながら、電源調達調整額の導入、特に電力需要の高まる期間において発電事業者との間で固定価格による電力の調達、太陽光発電事業者等の化石燃料に頼らない発電事業者からの電力調達率の向上、自社グループ保有の太陽光発電設備で電力供給の実施などの方法によりリスクヘッジを行います。しかしながら、電力調達先からの契約解除や契約更新の見送り、契約条件の不利な変更等が行われた場合、また電力調達先の発電所のトラブル等により発電量が低下した場合や、自社グループが保有する太陽光発電設備の故障により電力供給ができなくなった場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

（2）業者間競争

エネルギーマネジメント事業の中核である電気の小売りは、電気事業法に基づく申請を行い、経済産業大臣による登録をもって、需要家への小売供給が可能となっております。行政による許認可を必要とする事業と比べて参入障壁が相対的に低いことから、登録小売電気事業者は828事業者に上ります（2026年11月12日現在　資源エネルギー庁ＨＰ　登録小売電気事業者一覧）。

その反面、現在の世界情勢における燃料価格高騰や新電力会社の経営破綻から、大手電力会社に顧客が戻る現象が見られるなど、撤退する事業者も増えております。

一方で、大手電力会社等においても一般送配電事業者の託送料金単価の値上げに伴う電気料金単価が値上げされるなど、大きな影響を与えていることから、大手電力会社から新電力会社への移行も予測されます。新規参入者が途切れることはない電気小売業において、同業他社の増加は、電力調達価格の上昇と電力販売価格の下落を招く可能性があり、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

（3）政策・制度変更に伴うリスク

電気の小売りは、国の電力政策の変更による制度改廃や、大手電力会社による原子力発電所の再稼働による電気料金の下落、脱炭素社会の実現に向けた各種の規制といったリスクがあります。

電気の小売りは2016年４月に全面自由化がなされた業種であり、スタートしてまだ10年弱の発展途上の市場でありますが、2020年に容量市場（注）1が創設され、2023年４月からはレベニューキャップ制度（注）2が実施されるなど、今後も新たな制度が誕生する可能性があり、これらの運用次第によっては、当社グループの事業活動に影響を及ぼす可能性があります。

（注）１．卸電力市場で取引される「電力量（kWh）」ではなく、市場参加者の発電所等の「将来の供給力（kW）」を取引する市場であり、電力広域的運営推進機関（以下「OCCTO」といいます。）によって創設されました。具体的には、発電所等を有する容量提供事業者が、OCCTOが開催するオークションに応札し、需給が一致した時点でOCCTOが約定を行います。当社グループとしましては、自社の発電所及び蓄電所の整備状況をみて、容量市場への参加を検討しております。

２．一般送配電事業者が国の策定する指針に基づいて事業計画を策定し、その実施に必要な費用を見積った収入上限について国の承認を受け、その範囲で一般送配電事業者が電気料金に含まれる託送料金（送電のために一般送配電事業者のインフラを利用する料金）を設定する制度をいいます。上限の範囲で託送料金を決定できることから、運用によっては電気料金の値上げにつながる可能性があります。

原子力発電所は、東日本大震災により東京電力（当時）福島第一原子力発電所の事故を受けて、全国各地の原子力発電所が運転を休止し、その後も一部を除いて再稼働していないものの、発電自体のコストが他の発電方式に比較して安価なこと、政府が2050年までに日本が脱炭素社会を実現する旨を宣言しており、政策の柱として、再生可能エネルギーの普及と並んで原子力発電の推進も選択肢として挙げられていることから、原子力発電所の新規建設や休止中の原子力発電所の再稼働があった場合は、原子力発電所を有する旧一般電気事業者の供給する電気の単価が下落し、競合する当社グループの価格優位性が低下する可能性があります。また、2050年までの脱炭素社会の実現に向けて、「エネ

ルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律」では、2030年度に、電気事業者が調達する電気のうち44%以上を非化石燃料由来のものにすることを定めております。現時点では、年間販売電力量５億kWh以上の小売電気事業者が対象となっておりますが、同法の対象事業者の基準が変更され、当社グループがその対象になったときは、当社グループが調達する電源の構成を大幅に変更する必要が生じるため、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

（４）民間工事の価格競争の激化

エンジニアリング事業においては、受注を決定する最大の要素が価格となっており、価格競争が激しい業界であります。建設需要が低迷・縮小を続けた場合、価格競争がより一層激しくなり、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。当社グループは、省エネ改修工事等の提案型営業や、今後再生可能エネルギーの普及に向けて成長が見込まれる自家消費型太陽光発電設備設置工事・ＥＶ充電設備設置工事・系統用蓄電池設備設置工事を推進することにより、価格競争の影響を回避すべく対応を図ります。

（５）資材費の高騰

エンジニアリング事業において、製品、資材等の費用が想定を超えて増加した場合は、工事の採算性を低下させ、その結果、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。当社グループは、資材等の価格変動が著しい場合において、請負代金の額又は工事内容の変更について双方で協議ができるよう工事請負契約書に定めるといった対応を図っております。

（６）金融機関からの借入について

当社グループは、東京地域におけるエネルギーマネジメント事業の収益安定性の向上のために必要となる太陽光発電設備、及び各地域における系統用蓄電池設備の設置のために金融機関からの借入により調達し、継続的な設備投資を行っております。当連結会計年度において、有利子負債残高は5,326,933千円、総資産の額8,430,930千円であり、総資産有利子負債比率は63.2%となっております。

有利子負債の圧縮に努めるとともに、金融機関にて借入枠の設定、より低金利による調達を図っておりますが、日本銀行の金融緩和措置等の施策が変更されると金利変動の影響を受けることになります。今後経済環境の変化により、計画通りの資金調達が困難になった場合や金利の上昇局面を迎えた場合、支払利息の負担が増大する可能性があり、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

（７）特定の販売先への依存について

当社グループと営業地域が重なり協力関係を構築しやすい背景から、当社グループの工事件数のうち、最大の販売先であるかんでんＥハウス株式会社に対する割合が77.5%を占めております。当社グループは販売先と良好な関係を維持しておりますが、今後も新規販売先の開拓を実施し、特定の販売先への依存度を低下させる方針です。

しかしながら、当面は特定の販売先への依存が高い水準で推移することが考えられ、この間に特定の販売先からの受注が減少した場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

（８）大規模自然災害等による影響

当社グループでは、大規模な自然災害の発生に備えて、社員間の連絡体制を整備するとともに、災害発生時の損害の拡大を最小限に抑えるべく、備蓄食料や災害時用備品に加え、大容量の非常用蓄電池を常備しておりますが、災害により当社グループの設備（社屋、太陽光発電設備、系統用蓄電池設備等）や顧客が被害を受け、又は国内経済が混乱した場合は、当社グループの事業活動に影響を及ぼす可能性があります。

災害時の電力供給に関しては、政府の要請がない限り、各地域の旧一般電気事業者の方針に従いますが、万が一、JEPX市場が閉鎖された場合や電気調達先の発電事業者の送電網が損傷した場合等、当社グループの力の及ばない領域で問題が発生した場合は、当社グループによる電力供給は困難になる可能性があります。

（９）情報セキュリティに関わるリスク

当社グループが事業活動を行う上で、情報システム及び情報ネットワークは欠くことのできない基盤であり、その構築・運営に当たっては十分なセキュリティの確保に努めておりますが、ネットワークへの不正侵入、情報の改竄・盗難・破壊、システムの利用妨害等により業務の停滞や信用の低下が生じ、又は当社グループの秘密情報が社外に流出した場合には、当社グループの社会的信用の低下から事業活動が影響を受ける可能性があります。

なお、当社では、2019年11月に一般財団法人日本情報経済社会推進協会の定めるプライバシーマークを取得しており、プライバシーマークの維持・更新のため、社内研修を継続しております。

(10) 人材の確保・育成について

当社グループの成長を支えている最大の資産は人材であり、優秀な人材を採用し育成すること、業容拡大に応じて人材を継続的に確保することは、当社にとって重要な課題であります。したがって、優秀な人材の確保のために、一例として、リクルートイベントへの参加、求人エージェントを活用した採用等（2026年度採用実績４名）を行っております。

入社後の人材育成への取組みとしては、業務に必要な各種資格取得のための受験費用の支援や資格手当の支給、若手社員を対象とした定期的な試験や研修、中間管理職・管理職向けビジネス研修等、人材確保と育成については積極的に取り組んでおりますが、人材獲得競争の激化や人材市場の需給バランスの変動その他何らかの要因により、必要な人材の確保や育成ができなかった場合は、当社グループの事業活動に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 発電所設備の盗難被害等による影響

当社グループは、電力の低廉かつ安定的な調達を行うために、自社発電所を所有し運用しております。発電所は、環境破壊の防止、景観の維持等を考慮し、調整池等の水上やその周辺に設備を設置していることから、人目につきにくい特性があります。本特性に対し、防犯対策を行っておりますが、本設備が盗難等又は災害等による被害を受けた場合には、当社グループの事業活動に影響を及ぼす可能性があります。

(12) 法的規制について

当社グループは、事業活動を行う上で、電気事業法や建設業法に基づく事業の許認可等、事業の可否そのものに関する法規制を受けるとともに、個々の事業を行うにあたっても、特定商取引法、不当景品類及び不当表示防止法、消費者契約法、個人情報の保護に関する法律等の法規制を受けております。また、代理店についても、定期的な訪問や研修を行っており、当社従業員のみならず代理店において法令に違反する行為を行わないよう指導しておりますが、当社従業員や代理店が法令等に違反した場合は、社会的信用の低下、業務の改善指示や営業停止命令等の行政処分、適切な対応を行うための費用負担、損害賠償請求等により、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

以下、当社グループの事業にとって重要な法令は以下のとおりであります。

① 電気事業法について

エネルギーマネジメント事業において電気の小売りを行うにあたり、当社が取得している許認可（登録）は、以下の表のとおりであり、本発行者情報公表日現在において、事業主として欠格事由及びこれらの許認可（登録）の取消事由に該当する事実はありません。今後、欠格事由又は取消事由に該当する事実が発生し、許認可（登録）取消等の事態が発生した場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

許認可等の名称	許認可登録番号	有効期限	関係法令	許認可等の取消事由
登録小売電気事業者	経済産業大臣 登録番号（A0371）	－	電気事業法	電気事業法第２条の９

なお、電気事業法の改正により、2020年４月１日に、大手電力会社である旧一般電気事業者からの送配電部門の法的分離（発送電分離）が実施されました。発送電分離により誕生した一般送配電事業者の保有する送配電網の利用にかかる託送料金の上昇、発送電分離以降自由化メニューに力を入れる大手電力会社の動向等によっては当社グループの電気料金が改訂される可能性があり、当社グループの事業活動に影響を及ぼす可能性があります。

② 建設業法等について

エンジニアリング事業において工事請負契約の請負事業者として各種工事を行うにあたり、建設業法に基づく建設業の許可その他関連する法令の許認可（登録）が必要であり、当社はこれらを取得しております。本発行者情報公表日現在において、事業主として欠格事由及びこれらの許認可（登録）の取消事由に該当する事実はありません。今後、当社の許可が取り消され、又は失効した場合、一定金額以上の建設工事を行うことができなくなるため、当社グループの事業活動に影響を及ぼす可能性があります。

【建設業法】

許認可等の名称	許可番号	有効期限	関係法令	許認可等の取消事由
電気工事業	大阪（特－６） 第146091号	2024年５月22日から 2029年５月21日まで	電気事業法	建設業法第29条
消防施設工事業	大阪（般－６） 第146091号		消防法等	
管工事業	大阪（特－６） 第146091号		水道法等	
電気通信工事業	大阪（般－６） 第146091号		電気通信事業法	

【電気工事業の業務の適正化に関する法律】

許認可等の名称	登録番号	有効期限	許認可等の取消事由
みなし登録電気工事業	0012-0075号	（建設業許可に準ずる）	建設業許可取消時は別途新規登録が必要

(注)建設業法に基づく許可を受けた事業者が、自らが施工を行う電気工事業（自家用電気工作物のみを対象とする

電気工事を除きます。）を開始した場合には、本法に基づき都道府県知事への届出が必要です。建設業法上の許可を失った場合は、本法に基づきあらためて登録電気工事業者としての都道府県知事への登録が必要になります。

なお、建設工事には製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律が適用されないため、当社の請け負った建設工事を中小受託事業者に請け負わせる場合は同法ではなく建設業法の規制を受けます。工事請負契約の締結に当たり不当な条件を付したり、工期を著しく短くしたりするなど、建設業法に違反することを行ったことにより営業停止その他の行政処分を受け、また行政処分のあったことが公表されたときは、当社グループの事業活動に影響を及ぼす可能性があります。当社グループは、契約締結に先立って法務担当者に契約内容を精査させて違法又は不当な内容にならないよう配慮するとともに、実際の工事過程においても、法令違反が生じないよう工事担当者に逐次報告を行わせ、法令の遵守を図っております。

(13) J-Adviserとの契約について

当社は、㈱東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketに上場しております。当社では、フィリップ・キャピタル証券㈱を担当 J-Adviserに指定することについての取締役会決議に基づき、2023年９月21日にフィリップ・キャピタル証券㈱との間で、担当J-Adviser契約（以下「当該契約」といいます）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Marketにおける当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当J-Adviserを確保できない場合、当社株式はTOKYO PRO Marketから上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりです。

なお、本発行者情報の公表日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

＜J-Adviser契約解除に関する事項＞

当社（以下「甲」という）が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ・キャピタル証券㈱（以下「乙」という）はJ-Adviser契約（以下「本契約」という）を即日無催告解除することができる。

① 債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、１年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して１年を経過する日（当該１年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該１年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下この項において「猶予期間」という）において債務超過の状態から脱却しえなかった場合。但し、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該１年を経過した日から起算して１年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る）には、２年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して２年を経過する日（猶予期間の最終日の翌日から起算して１年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該１年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日）までの期間内）に債務超過の状態から脱却しえなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める１年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む）を公表している甲を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次のa及び、bに定める書類に基づき行う。

a 次の（a）又は（b）の場合の区分に従い、当該（a）又は（b）に規定する書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の許可を得ているものであることを証する書面。

(b) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合。

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面。

b 本号但し書に定める１年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

② 銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合は停止されることが確実となった旨の報告を書面で受けた場合。

③ 破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の

aからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合。

b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合、甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）。

c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る）。

甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日。

④ 前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

再建計画とは次のaないしcの全てに該当するものをいう。

a 次の（a）又は（b）に定める場合に従い、当該（a）又は（b）に定める事項に該当すること。

(a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の許可を得られる見込みがあるものであること。

(b) 甲が前号cに規定する合意を行った場合

当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

b 当該再建計画に次の（a）及び（b）に掲げる事項が記載されていること。

(a) 当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと。

(b) 前aの（a）に規定する見込みがある旨及びその理由又は同（b）に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容。

c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資家保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤ 事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう）又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の（a）又は（b）に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の３日前（休業日を除外する）の日。

(a) TOKYO PRO Marketの上場株券等

(b) 上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合、当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社（当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る）が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等

b 甲が、前aに規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあっては、執行役の決定を含む）についての書面による報告を受けた日）。

c 甲が、前a及び前bに規定する事由以外の事由により解散する場合（③bの規定の適用を受ける場合を除く）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日。

⑥ 不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為（ⅰ 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ⅱ 非上場会社を子会社化する株式交付、ⅲ 会社分割による非上場会社からの事業の承継、ⅳ 非上場会社からの事業の譲受け、ⅴ 会社分割による他の者への事業の承継、ⅵ 他の者への事業の譲渡、ⅶ 非上場会社との業務上の提携、ⅷ 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、ⅸ その他非上場会社の吸収合併又はこれらⅰからⅷまでと同等の効果をもたらすと認められる行為）を行った場合で、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合。

⑦　支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により支配株主が異動した場合（当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき。

⑧　有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等につき、法令及び上場規定等に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合。

⑨　虚偽記載又は不適正意見等

次のa又はbに該当する場合

a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合。

b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書において、公認会計士等によって監査意見については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合。

⑩　法令違反及び上場規程違反等

甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合。

⑪　株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を㈱東京証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合。

⑫　株式の譲渡制限

甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

⑬　完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

⑭　指定振替機関における取扱い

甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。

⑮　株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次のaからgまでのいずれかに掲げる行為を行っていると乙が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれが大きいと乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合。

a 買収者以外の株主であることを行使又は割当の条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く）。

b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入。

c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う）。

d 上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。

e 上場株券等より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券より低い株式をいう）の発行に係る決議又は決定。

f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る議決権又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと乙が認める場合は、この限りでない。

g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑯　全部取得

甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

⑰　反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketに対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

⑱　その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくは㈱東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合。

＜J-Adviser契約解除に係る事前催告に関する事項＞

①いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り１ヶ月とする）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。

②前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、１ヶ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。

③契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を㈱東京証券取引所に通知しなければならない。

５【重要な契約等】

該当事項はありません。

６【研究開発活動】

該当事項はありません。

７【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社グループは、当連結会計年度より連結財務諸表を作成しているため、前連結会計年度との比較分析は行っておりません。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

（１）重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたりまして、経営者による会計上の見積りを必要とします。経営者はこれらの見積りについて過去の実績や現状等を総合的に勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

（２）財政状態の分析

（流動資産）

当連結会計年度末における流動資産は、3,238,961千円となりました。主な内容は、現金及び預金1,190,619千円、完成工事未収入金1,626,917千円、売掛金341,102千円等であります。

（固定資産）

当連結会計年度末における固定資産は、5,191,969千円となりました。主な内容は、機械装置及び運搬具3,568,329千円、建設仮勘定1,292,332千円、土地132,939千円等であります。

（流動負債）

当連結会計年度末における流動負債は、2,742,328千円となりました。主な内容は、短期借入金850,000千円、１年内返済予定の長期借入金547,884千円、未払法人税等401,605千円、契約負債332,980千円、未払消費税等251,972千円等であります。

（固定負債）

当連結会計年度末における固定負債は、3,964,218千円となりました。主な内容は、長期借入金3,929,048千円等であります。

（純資産）

当連結会計年度末における純資産は、1,724,383千円となりました。主な内容は、利益剰余金1,661,945千円、資本金40,000千円等であります。

（３）経営成績の分析

「１【業績等の概要】（１）業績」をご参照ください。

（４）経営成績に重要な影響を与える要因についての分析

「４【事業等のリスク】」をご参照ください。

（５）キャッシュ・フローの状況の分析

「１【業績等の概要】（２）キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

第４【設備の状況】

１【設備投資等の概要】

当連結会計年度における設備投資の総額は2,503,885千円です。セグメントごとの設備投資について示すと、その主なものは次のとおりです。なお、有形固定資産のほか無形固定資産及び長期前払費用への投資を含めて記載しています。

（１）系統用蓄電池事業

当連結会計年度は、系統用蓄電池の建設及び事業用地の取得等を主な目的として総額2,502,439千円の設備投資を行いました。

なお、当連結会計年度において重要な設備の除却及び売却はありませんが、資産の用途変更による減損損失22,114千円を計上いたしました。減損損失の内容については、「第６　経理の状況　連結財務諸表等　注記事項（連結損益計算書関係）３減損損失」に記載のとおりであります。

２【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

(1) 発行者

2026年８月31日現在

事業所名（所在地）	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額						従業員数（人）
			建物及び構築物	機械装置及び運搬具	土地（面積㎡）	ソフトウエア	その他	合計（千円）	
本社（大阪府大阪市中央区）	－	本社機能	7,759	0	－	2,087	6,556	16,402	38
太陽光発電所（埼玉県久喜市）	エネルギーマネジメント事業	発電設備	869	634,425	－	－	8,734	644,029	－
朝来メガパワー蓄電所（兵庫県朝来市）	系統用蓄電池事業	系統用蓄電池設備等	17,543	711,335	15,600（1,151.28）	－	8,259	752,738	－
丹波メガパワー蓄電所（兵庫県丹波市）	系統用蓄電池事業	系統用蓄電池設備等	－	711,343	14,571（1,789.88）	－	367	726,282	－
和歌山メガパワー蓄電所（和歌山県和歌山市）	系統用蓄電池事業	系統用蓄電池設備等	－	731,189	47,574（1,273）	－	5,674	784,438	－
兵庫南あわじメガパワー蓄電所（兵庫県南あわじ市）	系統用蓄電池事業	系統用蓄電池設備等	－	780,035	42,900（910）	－	380	823,315	－
有田湯浅町メガパワー蓄電所（和歌山県有田郡湯浅町）	系統用蓄電池事業	系統用蓄電池設備等	－	－	12,293（1,540）	－	8,491	20,784	－

（注）１．帳簿価額は、「固定資産の減損に係る会計基準」及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」の適用後の金額を表示しております。

２．帳簿価額のうち「その他」の欄は、工具器具及び備品並びに長期前払費用であり、建設仮勘定は含みません。

３．建物等を貸借しております。年間貸借料は、24,923千円であります。

４．上記のほか、リース契約による主な貸借設備は車両運搬具等であります。また、年間リース料は、3,951千円であります。

(2) 国内子会社

重要性に乏しいため、記載を省略しております。

(3) 在外子会社

該当事項はありません。

3【設備の新設、除却等の計画】

（1）重要な設備の新設

会社名 事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定年月		完成後の増加能力
			総額(千円)	既支払額(千円)		着手	完了	
当社 有田湯浅町メガパワー蓄電所 (和歌山県有田郡湯浅町)	系統用蓄電池事業	系統用蓄電池	735,000	712,838	セールアンドリースバック取引及び自己資金	2026年３月	2026年12月	(注) 1
合同会社北岐阜メガパワー 北岐阜メガパワー蓄電所 (岐阜県岐阜市)	系統用蓄電池事業	系統用蓄電池	653,000	364,565	金融機関からの借入及び当社からの貸付	2026年８月	2027年２月	(注) 2
合同会社三重霞メガパワー 三重霞メガパワー蓄電所 (三重県四日市市)	系統用蓄電池事業	系統用蓄電地	653,000	―	金融機関からの借入及び当社からの貸付	2026年10月	2027年５月	(注) 2

(注) １．完成後の増加能力は、出力で1,979kW、蓄電容量で7,740kWhを想定しております。

２．完成後の増加能力は、出力で1,979kW、蓄電容量で7,521kWhを想定しております。

（2）重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第５【発行者の状況】

１【株式等の状況】

（１）【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数（株）	未発行株式数（株）	連結会計年度末現在発行数（株）（2026年８月31日）	公表日現在発行数（株）（2026年11月27日）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	32,000,000	24,000,000	8,000,000	8,000,000	東京証券取引所（TOKYO PRO Market）	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は、100株であります。
計	32,000,000	24,000,000	8,000,000	8,000,000	－	－

（２）【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

（３）【ＭＳＣＢ等の行使状況等】

該当事項はありません。

（４）【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

（５）【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数（株）	発行済株式総数残高（株）	資本金増減額（千円）	資本金残高（千円）	資本準備金増減額（千円）	資本準備金残高（千円）
2024年１月４日（注）１	7,920,000	8,000,000	－	40,000	－	－

（注）１．2023年12月15日開催の臨時取締役会決議により、2024年１月４日付で普通株式１株を100株に分割しております。これにより、発行済株式総数は7,920,000株増加し、8,000,000株となっております。

（６）【所有者別状況】

2026年８月31日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	－	－	－	1	－	－	1	2	－
所有株式数（単元）	－	－	－	1	－	－	79,999	80,000	－
所有株式数の割合（%）	－	－	－	0.00	－	－	99.99	100	－

（注）所有株式数の割合は、小数点以下第３位を切り捨てて表示しております。

（７）【大株主の状況】

2026年８月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	株式総数に対する所有株式数の割合（％）
米澤　量登	兵庫県芦屋市	7,999,900	99.99
アールイーマネジメント株式会社	大阪府大阪市中央区備後町一丁目７番10号	100	0.00
計	－	8,000,000	100.00

（注）発行済株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第３位を切り捨てて表示しております。

（８）【議決権の状況】

①【発行済株式】

2026年８月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	－	－	－
議決権制限株式（自己株式等）	－	－	－
議決権制限株式（その他）	－	－	－
完全議決権株式（自己株式等）	－	－	－
完全議決権株式（その他）	普通株式 8,000,000	80,000	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	－	－	－
発行済株式総数	8,000,000	－	－
総株主の議決権	－	80,000	－

②【自己株式等】

該当事項はありません。

（９）【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

２【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

該当事項はありません。

（１）【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

（２）【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

（３）【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

（４）【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を経営上の重要政策として認識し、業績の状況、取り巻く環境及び中長期を展望した財務体質を勘案し、継続的かつ安定的に配当を実施することを基本方針としております。

当社は、中間配当と期末配当の年２回、剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定めております。剰余金の配当の決定機関は、期末配当は株主総会、中間配当については取締役会であります。

なお、当事業年度の配当につきましては、十分な利益を計上できた一方で、資金面において過年度からの積極的な設備投資に対する資金借入を実施していること、借入額が増加しており、有利子負債依存度が高くなっていることから、今後の設備投資資金を含む財政状態の改善を行うことを目的に、無配とさせていただきます。

今後の配当につきましては、財政状態、経営成績及び今後の事業計画を勘案し、内部留保とのバランスを図りながらその実施を検討する所存であります。

4【株価の推移】

（１）【最近３年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第９期	第10期	第11期
決算年月	2024年８月	2025年８月	2026年８月
最高（円）	450	－	－
最低（円）	450	－	－

（注）１．2025年８月期及び2026年８月期については、売買実績がありません。
２．最高・最低株価は、東京証券取引所（TOKYO PRO Market）における取引価格であります。

（２）【最近６月間の月別最高・最低株価】

月別	2026年３月	４月	５月	６月	７月	８月
最高（円）	－	－	－	－	－	－
最低（円）	－	－	－	－	－	－

（注）１．最高・最低株価は、東京証券取引所（TOKYO PRO Market）における取引価格であります。
２．2026年３月から2026年８月までにおいては、売買実績がありません。

5【役員の状況】

男性８名　女性－名　（役員のうち女性の比率－％）

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	報酬	所有株式数（株）
代表取締役	社長	米澤　量登	1988年 ８月19日生	2011年４月　株式会社鈴鹿電工（現スズカ電工株式会社）　入社 2016年10月　当社　取締役就任 2020年２月　当社　代表取締役社長就任（現任） 2026年４月　合同会社北岐阜メガパワー　職務執行者就任（現任） 合同会社三重霞メガパワー　職務執行者就任（現任）	（注）１	（注）７	7,999,900
常務取締役	管理 本部長	鈴木　秀也	1984年 ９月24日生	2012年４月　ブックオフコーポレーション株式会社入社 2016年１月　スズカ電工株式会社　入社 2023年９月　当社　入社 2024年11月　当社　取締役管理本部長就任 2026年11月　当社　常務取締役管理本部長就任（現任）	（注）１	（注）７	－
取締役	営業 本部長	豊田　佑平	1998年 ７月２日生	2019年４月　スズカ電工株式会社　入社 2024年８月　当社　入社 2025年２月　当社　エンジニアリング部長就任 2025年11月　当社　取締役営業本部長兼エンジニアリング部長就任（現任）	（注）１	（注）７	－
取締役	－	浅野　眞一朗	1960年 ２月21日生	1984年４月　関西電力株式会社　入社 2009年６月　同社　土木建築室建築部長 2013年６月　株式会社環境総合テクノス　常務取締役就任 2015年６月　関西電力株式会社　理事原子力事業本部副事業本部長 2019年６月　大阪地区開発株式会社　代表取締役就任 2025年７月　当社　社外取締役就任（現任）	（注）１	（注）７	－
取締役	－	田中　庸介	1964年 ２月19日生	1989年４月　株式会社オギサカ　入社 1995年７月　有限会社プロパティーズ　入社 2003年８月　株式会社プロパティーズ　取締役就任 2010年６月　同社　代表取締役就任（現任） 2011年４月　株式会社プロパティーズ不動産販売　代表取締役就任（現任） 2015年７月　有限会社フォーライフ　取締役就任（現任） 2025年７月　当社　社外取締役就任（現任）	（注）１	（注）７	－
監査役	－	宮永　淳平	1989年 １月23日生	2011年４月　税理士法人ゆびすい　入所 2014年４月　税理士法人トーマツ（現デロイトトーマツ税理士法人）　入所 2018年10月　税理士法人ＧＬＡＤＺ　入所 2020年12月　サンエス石膏株式会社　監査役就任（現任） 2021年10月　税理士法人ＧＬＡＤＺ　代表社員就任 2022年４月　株式会社ＨＧＣホールディングス　監査役就任 2022年５月　当社　社外監査役就任（現任） 2022年10月　シェプラス税理士法人　代表社員就任（現任）	（注）２	（注）７	－
監査役	－	若林　博幸	1962年 ３月23日生	1980年４月　関西電力株式会社　入社 2013年６月　同社　和歌山電力所所長室長 2017年６月　関電不動産開発株式会社　賃貸事業本部住宅運営部（現開発事業本部第一事業部）電力住宅グループ長 2025年８月　当社　社外監査役就任（現任）	（注）３	（注）７	－

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	報酬	所有株式数（株）
監査役	－	佐藤　康行	1985年 ４月３日生	2011年12月　弁護士登録 弁護士法人淀屋橋・山上合同　入所 2016年６月　リーアズイン株式会社　代表取締役就任（現任） 2016年７月　フォーカスクライド法律事務所　開設 2018年１月　弁護士法人フォーカスクライド　代表社員就任（現任） 2018年７月　一般社団法人脳開コンサルタント協会　社外理事就任（現任） 2019年11月　パスラン株式会社　社外執行役員就任 大和財託株式会社　社外監査役就任 2020年８月　株式会社ＦＣＤアドバイザリー　代表取締役就任（現任） 2022年10月　フォーカスクライド行政書士事務所　開設（現任） 2025年５月　ＬＨ株式会社　社外取締役就任（現任） 2025年７月　当社　社外監査役就任（現任） 2025年７月　株式会社ＬＳＣ　代表取締役就任（現任） 2026年11月　株式会社正直不動産　取締役就任（現任） 2026年11月　株式会社Ｖｉｌｌａ　取締役就任（現任） 2026年11月　ＬＩＴＯＡＣ株式会社　代表取締役就任（現任）	（注）４	（注）７	－
計							7,999,900

（注）１．取締役の任期は、2026年８月期に係る定時株主総会終結の時から2027年８月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

２．監査役の任期は、宮永監査役については2025年８月期に係る定時株主総会終結の時から2029年８月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

３．監査役の任期は、若林監査役については、2025年８月１日から2028年８月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

４．監査役の任期は、佐藤監査役については、2025年７月開催の臨時株主総会終結の時から2028年８月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

５．取締役浅野眞一朗氏及び田中庸介氏は、社外取締役であります。

６．監査役宮永淳平氏、若林博幸氏及び佐藤康行氏は、社外監査役であります。

７．2026年８月期における役員報酬の額は、66,277千円を支給しております。

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

（1）【コーポレート・ガバナンスの状況】

①コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社及び当社の連結子会社（以下、「当社グループ」という。）は、コーポレート・ガバナンスを企業経営の重要事項と位置づけております。株主をはじめ多様なステークホルダーとの適切な関係を維持し、社会に対する責任を果たしながら事業活動を行うことが、長期的な業績向上や持続的成長といった、企業としての目標の達成にとって最重要課題のひとつと考えております。

コーポレート・ガバナンスの機能を充実させ、透明性と公正性の高い経営を確立することは、当社グループの重要な基本的責務であります。このため、当社は取締役会を中心とした経営監督・統治機能を強化し、内部統制・リスク管理等の諸問題に対処するため、コーポレート・ガバナンス体制を整備し、持続的発展を第一に考えた事業運営を行うこととしております。

②会社の機関の内容及びコーポレート・ガバナンス体制について

1）取締役会

当社の取締役会は、議長を代表取締役社長として取締役５名（うち社外取締役２名）で構成されております。取締役会は、法令、定款及び株主総会決議に基づき、職務権限規程、取締役会規程その他の当社規程等の会社運営の基礎となる諸基準を整備し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を確保しております。なお、定時取締役会は毎月１回、その他必要に応じて臨時取締役会が開催され、経営に関する重要事項を決定しております。取締役は、会社の業務執行状況を取締役会に報告するものとしており、これをもとに、取締役会は取締役の職務執行を監督しております。

2）監査役

当社は、監査役制度を採用しており、３名（うち社外監査役３名）で構成されております。監査役は、監査役監査規程に基づき、取締役の業務執行状況を適正に監査しているほか、取締役会に出席し、取締役の職務の執行状況を監視するとともに、適宜必要な意見を述べております。

3）会計監査

当社は、新月有限責任監査法人と監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第３項の規定に基づき監査を受けております。

2026年８月期において、監査を執行した公認会計士は、佐野明彦氏、池田晴彦氏の２名であり、いずれも継続監査年数は７年以内であります。また、当該監査業務にかかる補助者は、公認会計士４名であります。なお、当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間に特別の利害関係はありません。

4）内部監査

内部監査は、代表取締役社長直轄で実施されており、内部監査規程及び内部監査計画書に基づいて各部門の業務遂行状況を監査し、監査結果は内部監査報告書として、随時代表取締役社長及び被監査部門に報告されております。被監査部門に対しては、改善事項を指摘し、改善状況を確認することとしております。また、内部監査責任者及び内部監査担当者は監査役及び監査法人と面談を行い、監査に必要な情報について共有を行っております。

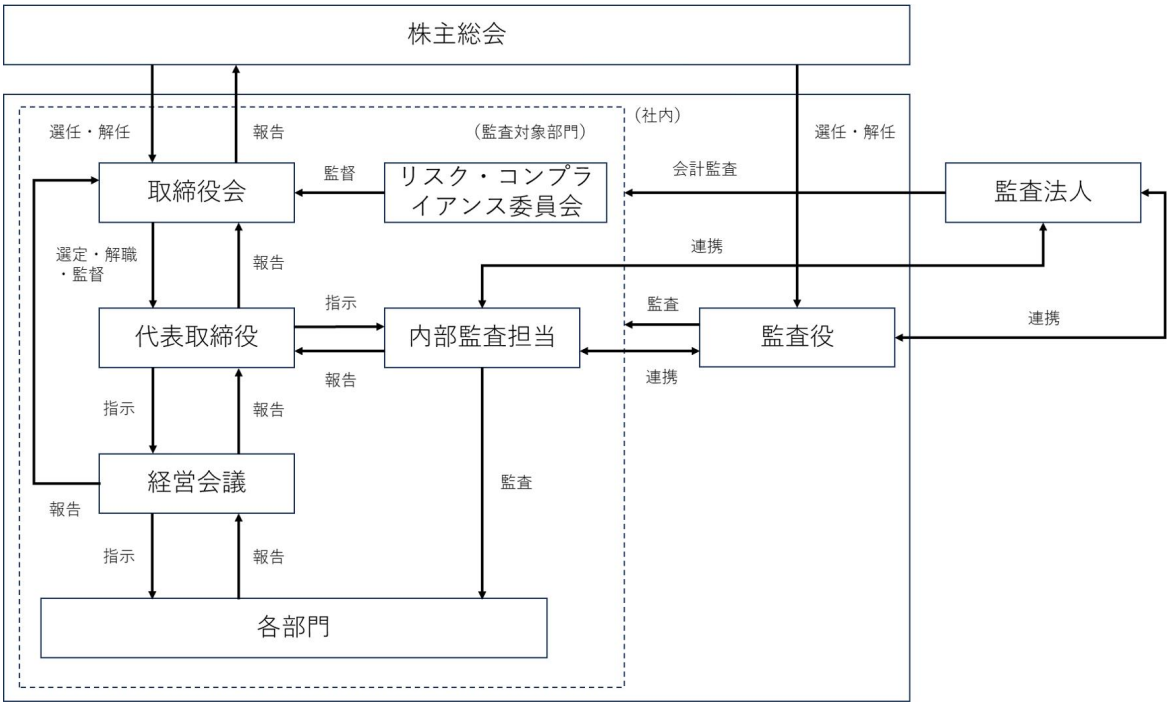
5）経営会議

当社の経営会議は、取締役３名、監査役１名、各部長１名、財務担当者１名、法務担当者１名で構成されております。毎月１回開催されており、当月の取締役会において承認が必要な事項について、管理部、エネルギーマネジメント部、エンジニアリング部の各部長から説明が行われます。取締役会において議論するべき事柄に関する内容について、取締役は内容の理解を深め、監査役は取締役会における議論において特に留意する必要のある内容があるかについて確認しております。

6）リスク・コンプライアンス委員会

当社のリスク・コンプライアンス委員会は、委員長１名（代表取締役社長）、副委員長１名及び２名以上の委員により構成され、主にリスク管理に係る方針、施策の策定やリスク管理状況等の把握、コンプライアンスの推進等に関する事項について議論しております。３か月に１度開催することとしており、必要に応じて臨時に開催されます。

当社のコーポレート・ガバナンス体制の模式図は、次のとおりです。



③内部統制システムの整備の状況について

当社は、職務権限規程（別表である職務決裁権限一覧表を含む。）及び業務分掌規程の遵守により、業務を合理的に分担することで、特定の組織や担当者に業務や権限が集中することを回避し、内部牽制機能が適切に働くよう努めております。

④内部監査及び監査役の状況について

当社は、役員及び従業員が法令、経営方針及び社内規程等を遵守し、業務を適切に遂行しているかを検証・評価し、必要に応じて指導・助言することにより事業の改善を図るべく、独立した内部監査室は設置していないものの、各部門から合計で内部監査担当者５名（内１名内部監査責任者）を選定し、代表取締役社長の指示により、自己の属する部門を除く部門の内部監査を実施しております。

各部の監査結果及び改善点につきましては、内部監査責任者より、代表取締役社長に対して報告書及び改善指示書を提出する体制をとっております。

監査役は、監査役監査規程に基づき、３名の監査役により構成される監査役協議会を開催しております。

内部監査責任者と監査役は、随時情報交換をしており、それぞれの監査過程で発見された事項に関する情報を共有することにより、全社的な業務改善に連携して取り組んでおります。

また、内部監査責任者と監査役は、監査法人と定期的に意見交換を実施しており、各監査を有機的に連携させることにより、各監査の実効性及び効率性の向上を図るとともに、当社の業務の適正化に努めております。

⑤リスク管理体制の整備の状況

当社のリスク管理体制は、リスク管理の主管部署として管理部が情報の一元化を行っております。

また、当社は企業経営及び日常の業務に関して、必要に応じて弁護士等の複数の専門家から経営判断上の参考とするためのアドバイスを受ける体制をとっております。

⑥役員報酬の内容

2026年８月期における当社の取締役及び監査役に対する役員報酬は、以下のとおりであります。

役員区分	報酬等の総額（千円）	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる役員の員数（人）
		基本報酬	賞与	退職慰労金繰入額	
取締役（社外取締役を除く）	51,086	42,337	－	8,749	4
監査役（社外監査役を除く）	6,290	4,290	750	1,250	1
社外役員	19,400	18,900	－	500	5
計	76,776	65,527	750	10,499	10

（注）上表には、2025年11月28日開催の第10期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役１名を含んでおります。

⑦取締役及び監査役の状況

本発行者情報公表日時点においては、取締役５名（うち社外取締役２名）、監査役３名（うち社外監査役３名）となっております。

当社は、社外取締役及び社外監査役の重要性については認識しており、社外取締役については、2025年７月から２名、社外監査役については、2022年５月から１名、2025年７月から１名、同年８月から１名がそれぞれ就任いたしました。

⑧支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する方針

支配株主との取引が発生する場合には、当該取引条件を一般の取引条件と同等の条件に照らし合わせて決定し、かつ、公正で適切な取引関係の維持に努めることにより、少数株主の利害を害することのないように対応いたします。関連当事者取引については、取引の際に取締役会の承認を必要といたします。このような運用を行うことで、関連当事者取引を取締役会において適時把握し、少数株主の利益を損なう取引を排除する体制を構築しております。

⑨取締役及び監査役の定数

当社は、取締役を５名以内、監査役を４名以内とする旨を定款に定めております。

⑩取締役の選任決議要件

当社の取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらない旨を定款に定めております。

⑪株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第２項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う旨を定款に定めております。

⑫自己株式の取得

当社は、自己株式の取得について、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するため、会社法第165条第２項の規定に基づき、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

⑬取締役及び監査役の責任免除

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できる環境を整備するため、会社法第426条第１項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除できる旨を定款に定めております。

⑭責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第１項に基づき、社外取締役である浅野眞一朗及び田中庸介の両氏及び社外監査

役である宮永淳平、若林博幸及び佐藤康行の３氏との間に、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令の定める最低責任限度額を限度としております。

⑮中間配当に関する事項

当社は、株主への機動的な利益還元を可能とするため、会社法第454条第５項の規定に基づき、取締役会の決議によって、毎年２月末日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

（２）【監査報酬の内容等】

①【監査法人に対する報酬の内容】

区分	最近連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
発行者	12,860	－
連結子会社	－	－
計	12,860	－

②【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④【監査報酬の決定方針】

当社グループの監査法人に対する監査報酬の決定方法としましては、監査日数、当社グループの事業規模等を勘案して監査報酬額を決定しております。

第６【経理の状況】

１．連結財務諸表の作成方法について

（１）当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成し、「建設業法施行規則」（昭和24年建設省令第14号）に準じて記載しております。

（２）当社の連結財務諸表については、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第３項で認められた会計基準のうち、我が国において 一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

（３）当連結会計年度（2025年９月１日から2026年８月31日まで）は、連結財務諸表の作成初年度であるため、以下に掲げる連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書については、前連結会計年度との対比は行っておりません。

２．監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第３項の規定に基づき、当連結会計年度（2025年９月１日から2026年８月31日まで）の連結財務諸表について、新月有限責任監査法人による監査を受けております。

【連結財務諸表等】

（１）【連結財務諸表】

①【連結貸借対照表】

（単位：千円）

	当連結会計年度 （2026年８月31日）
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	※２ 1,190,619
売掛金	※２ 341,102
完成工事未収入金	1,626,917
契約資産	7,402
商品及び製品	484
原材料及び貯蔵品	424
前渡金	4,130
その他	68,893
貸倒引当金	△1,013
流動資産合計	3,238,961
固定資産	
有形固定資産	
建物及び構築物（純額）	※１※２ 27,210
機械装置及び運搬具（純額）	※１※２ 3,568,329
土地	※２ 132,939
建設仮勘定	1,292,332
その他（純額）	※１※２ 11,165
有形固定資産合計	5,031,978
無形固定資産	
ソフトウエア	2,087
無形固定資産合計	2,087
投資その他の資産	
投資有価証券	※２ 51,008
その他	106,895
投資その他の資産合計	157,904
固定資産合計	5,191,969
資産合計	8,430,930

（単位：千円）

	当連結会計年度 （2026年８月31日）	
負債の部		
流動負債		
買掛金		57,275
工事未払金		3,923
短期借入金	※２※３	850,000
１年内返済予定の長期借入金	※２※３	547,884
未払金		223,784
未払法人税等		401,605
未払消費税等		251,972
契約負債		332,980
賞与引当金		13,245
工事損失引当金		1,318
役員退職慰労引当金		2,400
その他		55,938
流動負債合計		2,742,328
固定負債		
長期借入金	※２	3,929,048
繰延税金負債		3,363
役員退職慰労引当金		24,049
資産除去債務		7,750
その他		7
固定負債合計		3,964,218
負債合計		6,706,547
純資産の部		
株主資本		
資本金		40,000
利益剰余金		1,661,945
株主資本合計		1,701,945
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金		22,437
その他の包括利益累計額合計		22,437
純資産合計		1,724,383
負債純資産合計		8,430,930

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

（単位：千円）

		当連結会計年度 （自　2025年９月１日 至　2026年８月31日）
売上高		
完成工事高		6,333,004
売電事業売上高		755,657
商品売上高		115
系統用蓄電池事業売上高		458,994
売上高合計		7,547,771
売上原価		
完成工事原価	※２	4,606,458
売電事業売上原価		688,916
商品売上原価		100
系統用蓄電池事業売上原価		308,170
売上原価合計		5,603,645
売上総利益		
完成工事総利益		1,726,545
売電事業売上総利益		66,740
商品売上総利益		15
系統用蓄電池事業総利益		150,823
売上総利益合計		1,944,125
販売費及び一般管理費	※１	396,329
営業利益		1,547,796
営業外収益		
受取利息		1,455
受取配当金		1,396
助成金収入		1,229
受取返還金		3,171
その他		2,052
営業外収益合計		9,304
営業外費用		
支払利息		107,219
支払手数料		61,395
操業準備費用		15,086
その他		3,532
営業外費用合計		187,235
経常利益		1,369,865
特別損失		
減損損失	※３	22,114
固定資産除却損		413
特別損失合計		22,527
税金等調整前当期純利益		1,347,338
法人税、住民税及び事業税		494,494
法人税等調整額		△27,981
法人税等合計		466,513
当期純利益		880,824
親会社株主に帰属する当期純利益		880,824

【連結包括利益計算書】

（単位：千円）

	当連結会計年度 （自　2025年９月１日 至　2026年８月31日）
当期純利益	880,824
その他の包括利益	
その他有価証券評価差額金	14,360
その他の包括利益合計	※２　14,360
包括利益	895,185
（内訳）	
親会社株主に係る包括利益	895,185

③【連結株主資本等変動計算書】

当連結会計年度（自2025年９月１日　至2026年８月31日）

（単位：千円）

	株主資本			その他の包括利益累計額		純資産合計
	資本金	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	40,000	781,121	821,121	8,076	8,076	829,198
当期変動額						
親会社株主に帰属する当期純利益		880,824	880,824			880,824
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				14,360	14,360	14,360
当期変動額合計	－	880,824	880,824	14,360	14,360	895,185
当期末残高	40,000	1,661,945	1,701,945	22,437	22,437	1,724,383

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

（単位：千円）

	当連結会計年度 （自　2025年９月１日 至　2026年８月31日）
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前当期純利益	1,347,338
減価償却費	283,432
減損損失	22,114
役員退職慰労引当金の増減額（△は減少）	6,299
賞与引当金の増減額（△は減少）	△13,245
貸倒引当金の増減額（△は減少）	63
工事損失引当金の増減額（△は減少）	△18,384
受取利息及び受取配当金	△2,851
助成金収入	△1,229
受取返還金収入	△3,171
支払利息	107,219
支払手数料	61,395
固定資産除却損	413
売上債権の増減額（△は増加）	△734,101
棚卸資産の増減額（△は増加）	△484
仕入債務の増減額（△は減少）	△171,819
前渡金の増減額（△は増加）	1,086,042
未収消費税等の増減額（△は増加）	323,275
未払消費税等の増減額（△は減少）	251,972
差入保証金の増減額（△は増加）	1,818
契約負債の増減額（△は減少）	△1,451,893
その他	163,411
小計	1,257,615
利息及び配当金の受取額	2,413
助成金の受取額	1,980
受取返還金の受取額	3,171
利息の支払額	△106,390
法人税等の支払額	△268,412
営業活動によるキャッシュ・フロー	890,377
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△2,398,492
長期前払費用の取得による支出	△11,582
出資による支出	△10
敷金及び保証金の差入による支出	△6,684
保証金の返還による収入	27
保険積立金の積立による支出	△8,472
保険積立金の解約による収入	3,112
定期預金の預入による支出	△10,010
定期預金の払戻による収入	10,000
定期積金の預入による支出	△5,500
定期積金の払戻による収入	6,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	△2,421,612
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額（△は減少）	△721,944
長期借入れによる収入	2,602,000
長期借入金の返済による支出	△305,638
手数料の支払による支出	△61,395
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,513,021
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△18,213
現金及び現金同等物の期首残高	1,196,322
現金及び現金同等物の期末残高	※　1,178,108

【注記事項】

（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）

１．連結の範囲に関する事項

連結子会社の数　２社

連結子会社の名称

合同会社北岐阜メガパワー、合同会社三重霞メガパワー

当連結会計年度において、合同会社北岐阜メガパワー及び合同会社三重霞メガパワーを設立したため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。なお、当社は2026年４月20日に上記子会社を設立したことにより、当連結会計年度から連結財務諸表を作成しております。

２．持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

３．連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

４．会計方針に関する事項

（１）重要な資産の評価基準及び評価方法

その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

（２）重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ　有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び連結子会社は定率法を採用しております。ただし、建物（建物附属設備は除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物　　３～20年

機械装置及び運搬具　　２～17年

ロ　無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

ハ　長期前払費用

定額法を採用しております。

（３）重要な引当金の計上基準

イ　貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ　賞与引当金

従業員の賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

ハ　工事損失引当金

受注工事に係る将来の損失に備えるため、損失の発生が見込まれ、かつその金額を合理的に見積ることができる工事について、当連結会計年度末における損失見込額に基づき計上しております。

ニ　役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

（４）重要な収益及び費用の計上基準

イ　エンジニアリング事業

工事契約に係る収益については、工事の進捗に伴い履行義務が充足されるため、一定の期間にわたり収益を認識しております。なお、履行義務の充足に係る進捗率を合理的に見積ることが出来な

い工事については、原価回収基準にて収益を認識しております。

ロ　エネルギーマネジメント事業

検針日基準により収益を認識しております。決算月に実施した検針の日から決算日までに生じた収益は「収益認識に関する会計基準の適用指針」第103－２項に基づいて見積り計上を行っております。

ハ　系統用蓄電池事業

需給調整市場等の取引所における約定結果に基づく電気の引渡し又は各種能力の提供等により履行義務を充足（応答要請がある場合にのみ提供が必要）し、取引所での約定結果等に基づき算定される収益を認識しております。

（５）連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から３ヵ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

（重要な会計上の見積り）

１．工事請負契約に係る収益認識

（１）当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

	当連結会計年度 （自　2025年９月１日 至　2026年８月31日）
一定の期間にわたり履行義務を充足し収益を認識する方法による完成工事高	6,332,571千円

（２）識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

エンジニアリング事業において、財又はサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転する場合には、財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積り、これに応じて収益を認識しております。なお、見積りの方法は、見積総原価に対する発生原価の割合（インプット法）によります。

②主要な仮定

収益の計上にあたっては、工事ごとの請負総額、工事原価総額を合理的に見積る必要があるため、施工部署が作成した実行予算を基礎情報としております。

工事原価総額の見積りに用いた主要な仮定は、工事の進行に必要な資材等の数量、労務費、外注費、経費等であります。施工部署は、これらの仮定をもとに実行予算の作成を行っております。工事の着手後も進捗や資材等の使用量等に応じて実行予算と実際発生額の比較を行い、適時に実行予算の見直しを行っております。

③翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

当該見積りは、資材価格や工期の変更、契約内容の変更等の不確実性を伴うため、工事原価総額の見直し等があった場合は、翌連結会計年度の連結財務諸表に影響を及ぼす可能性があります。

（会計方針の変更）

該当事項はありません。

（未適用の会計基準等）

・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号　2024年９月13日）

・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号　2024年９月13日）

ほか、関連する企業会計基準、企業会計基準適用指針、実務対応報告及び移管指針の改正

（１）概要

国際的な会計基準と同様に、借手のすべてのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いを定めるもの。

（２）適用予定日

2028年８月期の期首より適用予定であります。

（３）当該会計基準等の適用による影響

連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

・「後発事象に関する会計基準」（企業会計基準第41号　2026年１月９日）
・「後発事象に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第35号　2026年１月９日）

（１）概要

後発事象の定義、会計処理及び開示等を取扱う包括的な会計基準を設定することを優先的な課題とし、日本公認会計士協会　監査・保証基準委員会　監査基準報告書560実務指針第１号「後発事象に関する監査上の取扱い」で示されている会計に関する内容を原則として踏襲して企業会計基準委員会に移管することを基本的な方針として、表現の見直し及び後発事象の評価期間の整理を行うとともに、財務諸表の公表の承認に関する注記を新たに求める等、後発事象に関する会計処理及び開示について定めたものであります。

（２）適用予定日

2028年８月期の期首から適用します。

（会計上の見積りの変更）

該当事項はありません。

（連結貸借対照表関係）

※１　有形固定資産の減価償却累計額は、次のとおりであります。

	当連結会計年度 （2026年８月31日）
建物及び構築物	8,989千円
機械装置及び運搬具	383,336千円
その他	17,792千円
計	410,119千円

※２　担保資産及び担保付債務

担保に供している資産及び担保付債務は、次のとおりであります。

	当連結会計年度 （2026年８月31日）
定期預金	10,010千円
売掛金	51,251千円
建物及び構築物（純額）	18,412千円
機械装置及び運搬具（純額）	2,447,469千円
その他（純額）	5,489千円
土地	132,939千円
投資有価証券	51,008千円
計	2,716,582千円

	当連結会計年度 （2026年８月31日）
短期借入金	357,500千円
１年内返済予定の長期借入金	431,280千円
長期借入金	3,203,921千円
計	3,992,702千円

※３　当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行２行と当座貸越契約を締結しております。

当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

	当連結会計年度 （2026年８月31日）
当座貸越極度額	1,330,000千円
借入実行残高	987,500千円
差引額	342,500千円

（連結損益計算書関係）

※１　販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	当連結会計年度 （自2025年９月１日 至2026年８月31日）
役員報酬	66,277千円
給料手当	124,571千円
貸倒引当金繰入額	63千円
賞与引当金繰入額	20,270千円
役員退職慰労引当金繰入額	10,499千円

※２　完成工事原価に含まれている工事損失引当金繰入額（△は戻入額）は、次のとおりであります。

当連結会計年度 （自2025年９月１日 至2026年８月31日）
△18,384千円

※３　減損損失

当連結会計年度において、当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

用途	場所	種類	減損損失額
系統用蓄電池事業用地	兵庫県南あわじ市	土地	22,114千円

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、管理会計上の区分を基準に、資産のグルーピングを行っております。当連結会計年度において、系統用蓄電池の用途に変更が生じたため、系統用蓄電池設備の移設を検討しております。移設する際には設備を設置している土地が遊休資産となることから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。なお、回収可能価額は正味売却価額に基づき算出しております。正味売却価額は、不動産鑑定評価基準に基づく鑑定評価額等を基に算定しております。

（連結包括利益計算書関係）

※１　その他の包括利益に係る組替調整額

	当連結会計年度 （自2025年９月１日 至2026年８月31日）
その他有価証券評価差額金：	
当期発生額	21,830千円
組替調整額	－千円
計	21,830千円

※２　その他の包括利益に係る法人税等及び税効果額

	当連結会計年度 （自2025年９月１日 至2026年８月31日）
その他有価証券評価差額金：	
法人税等及び税効果調整前	21,830千円
法人税等及び税効果額	△7,469千円
法人税等及び税効果調整後	14,360千円

（連結株主資本等変動計算書関係）

当連結会計年度（自2025年９月１日　至2026年８月31日）

１．発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首株式数（株）	当連結会計年度増加株式数（株）	当連結会計年度減少株式数（株）	当連結会計年度末株式数（株）
普通株式	8,000,000	－	－	8,000,000

２．自己株式に関する事項

該当事項はありません。

３．新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

４．配当に関する事項

該当事項はありません。

（連結キャッシュ・フロー計算書関係）

※　現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	当連結会計年度 （自2025年９月１日 至2026年８月31日）
現金及び預金勘定	1,190,619千円
預入期間が３か月を超える定期預金	△12,510千円
現金及び現金同等物	1,178,108千円

（リース取引関係）

（借主側）

１．ファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

２．オペレーティング・リース取引

該当事項はありません。

（金融商品関係）

当社グループは、当連結会計年度より連結財務諸表を作成しているため、前連結会計年度との比較分析は行っておりません。

１．金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に対する取組方針

当社グループは、事業活動を行っていく上で必要な資金及び設備投資資金を、主に銀行借入により調達しております。

（２）金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金、完成工事未収入金及び契約資産は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが１か月以内の支払い期日であり、工事未払金はそのほとんどが２か月以内の支払い期日であります。

短期借入金及び長期借入金は、運転資金又は設備投資等に係る資金調達であります。返済期日は最長で2043年６月30日であります。

投資有価証券は上場株式であり、半期ごとに時価の把握を行っております。

営業債務及び借入金は、支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されております。

（３）金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、受注管理規程に従い、各事業部門における営業担当部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

②市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

当社グループは、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するため、長期借入金を主体とした借入を行っております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部門からの報告に基づき管理部が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

（４）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

当連結会計年度（2026年８月31日）

	連結貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
（１）投資有価証券			
その他有価証券	51,008	51,008	－
資産計	51,008	51,008	－
（２）長期借入金　※３	4,476,933	4,331,555	△145,378
負債計	4,476,933	4,331,555	△145,378

※１　「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

※２　「売掛金」、「完成工事未収入金」、「買掛金」、「工事未払金」、「短期借入金」、「未払金」、「未払法人税等」及び「未払消費税等」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

※３　１年内返済予定の長期借入金は「長期借入金」に含めております。

※４　市場価格のない株式等の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当連結会計年度（千円）
出資金	1,321

（注）１．金銭債権の連結決算日後の償還予定額
当連結会計年度（2026年８月31日）

	１年以内（千円）	１年超５年以内（千円）	５年超10年以内（千円）	10年超（千円）
現金及び預金	1,190,619	－	－	－
売掛金	341,102	－	－	－
完成工事未収入金	1,626,917	－	－	－
合計	3,158,639	－	－	－

（注）２．短期借入金、長期借入金（１年内返済予定の長期借入金を含む）の連結決算日後の返済予定額
当連結会計年度（2026年８月31日）

	１年以内（千円）	１年超２年以内（千円）	２年超３年以内（千円）	３年超４年以内（千円）	４年超５年以内（千円）	５年超（千円）
短期借入金	850,000	－	－	－	－	－
長期借入金	547,884	393,926	362,092	326,205	864,305	1,982,517
合計	1,397,884	393,926	362,092	326,205	864,305	1,982,517

３．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品
当連結会計年度（2026年８月31日）

	時価（千円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	51,008	－	－	51,008
資産計	51,008	－	－	51,008

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当連結会計年度（2026年８月31日）

	時価（千円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
長期借入金	－	4,331,555	－	4,331,555
負債計	－	4,331,555	－	4,331,555

(注)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル１の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

（有価証券関係）

１．その他有価証券

当連結会計年度（2026年８月31日）

	種類	連結貸借対照表計上額（千円）	取得原価（千円）	差額（千円）
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	51,008	16,898	34,110
	(2) 債券	－	－	－
	(3) その他	－	－	－
	小計	51,008	16,898	34,110
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	－	－	－
	(2) 債券	－	－	－
	(3) その他	－	－	－
	小計	－	－	－
合計		51,008	16,898	34,110

（税効果会計関係）

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当連結会計年度 （2026年８月31日）
繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金（注）	16,402千円
未払事業税	39,083千円
賞与引当金	4,532千円
工事損失引当金	466千円
役員退職慰労引当金	9,050千円
資産除去債務	2,652千円
減損損失	6,204千円
その他	3,636千円
繰延税金資産小計	82,029千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額（注）	△16,402千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△554千円
評価性引当額小計	△16,956千円
繰延税金資産合計	65,072千円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△1,381千円
固定資産圧縮積立金	△55,382千円
その他有価証券評価差額金	△11,672千円
繰延税金負債合計	△68,436千円
繰延税金資産（負債）の純額	△3,363千円

（注）税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

当連結会計年度（2026年８月31日）

	１年以内 （千円）	１年超 ２年以内 （千円）	２年超 ３年以内 （千円）	３年超 ４年以内 （千円）	４年超 ５年以内 （千円）	５年超 （千円）	合計 （千円）
税務上の繰越欠損金（a）	－	－	－	－	－	16,402	16,402
評価性引当額	－	－	－	－	－	△16,402	△16,402
繰延税金資産	－	－	－	－	－	－	－

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(b) 税務上の繰越欠損金については、将来の課税所得の見込みにより、回収可能と判断した部分については評価性引当額を認識しておりません。

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

当連結会計年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しております。

（資産除去債務関係）

１．資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

（１）当該資産除去債務の概要

本社機能及び営業所機能関連の建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

（２）当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から３～15年と見積り、割引率は当該期間に対する国債の利回りを使用して資産除去債務の金額を計算しております。

（３）当該資産除去債務の総額の増減

	当連結会計年度 （自2025年９月１日 至2026年８月31日）
期首残高	7,722千円
時の経過による調整額	28千円
期末残高	7,750千円

２．資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上していないもの

太陽光発電設備については、土地所有者との賃貸借契約等に基づき、賃借した用地等の返還時における原状回復義務を資産除去債務として認識しております。

なお、賃貸借契約等に関連する保証金が資産に計上されているため、当該資産除去債務の負債計上に代えて、当該賃貸借契約等に係る保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

（収益認識関係）

１．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項（セグメント情報等）」に記載のとおりであります。

２．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「注記事項（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）　４．会計方針に関する事項　（４）重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

３．顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

（１）契約資産及び契約負債の残高等

（単位：千円）

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	572,263
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	1,968,020
契約資産（期首残高）	669,058
契約資産（期末残高）	7,402
契約負債（期首残高）	1,784,874
契約負債（期末残高）	332,980

契約資産は、主に顧客との工事契約について期末日時点で充足されている履行義務のうち、未請求の対価に対する当社グループの権利に関するものであり、顧客に請求された時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債は、工事契約における前受金等であります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、1,451,898千円であります。

（２）残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、当初に予想される契約期間が１年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。なお、顧客との契約から生じる対価の額に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

１．報告セグメントの概要

（１）報告セグメントの決定方法

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは事業ごとに包括的事業戦略を立案可能な体制とし、事業活動を展開しております。従いまして、当社グループは、「エネルギーマネジメント事業」、「エンジニアリング事業」及び「系統用蓄電池事業」の３つを報告セグメントとしております。

（２）各報告セグメントに属する製品およびサービスの種類

エネルギーマネジメント事業：電気の小売

エンジニアリング事業：ビル、マンション等の電気設備の改修・省エネ化工事、太陽光発電設備設置工事、EV充電設備設置工事、系統用蓄電池設備設置工事、太陽光発電設備資材等の商品販売

系統用蓄電池事業：市場を通じた需給調整機能、発電能力の提供、電力の市場供給

（３）報告セグメントの変更等に関する事項

当社グループは、従来、「エンジニアリング事業」及び「エネルギーマネジメント事業」を報告セグメントとしておりましたが、当連結会計年度から「系統用蓄電池事業」を報告セグメントに追加しております。これは、2024年11月27日付「系統用蓄電池事業の企業化に関するお知らせ」において系統用蓄電池事業を開始することをお知らせしており、当連結会計年度から商業運転を開始したためであります。なお、当連結会計年度より連結財務諸表を作成しているため、前連結会計年度に係るセグメント情報は記載しておりません。

２．報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「注記事項（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）　４．会計方針に関する事項」における記載と概ね同一であります。また、報告セグメントの利益は営業利益をベースとした数値であります。

３．報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報及び収益の分解情報

当連結会計年度（自2025年９月１日　至2026年８月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント				調整額（注）１	連結財務諸表計上額（注）２
	エンジニアリング事業	エネルギーマネジメント事業	系統用蓄電池事業	計		
売上高						
電力小売	－	755,657	－	755,657	－	755,657
請負工事	6,333,004	－	－	6,333,004	－	6,333,004
系統用蓄電池	－	－	458,994	458,994	－	458,994
その他	92	23	－	115	－	115
顧客との契約から生じる収益	6,333,096	755,681	458,994	7,547,771	－	7,547,771
外部顧客への売上高	6,333,096	755,681	458,994	7,547,771	－	7,547,771
セグメント利益	1,651,500	14,191	140,165	1,805,857	△258,060	1,547,796
セグメント資産	1,642,716	1,614,983	3,862,636	7,120,336	1,310,594	8,430,930
その他の項目						
減価償却費（注３）	－	93,335	185,549	278,885	4,546	283,432
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	－	－	2,491,662	2,491,662	629	2,492,291

（注）１．調整額は、以下のとおりであります。

（１）セグメント利益の調整額△258,060千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

（２）セグメント資産の調整額1,310,594千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であります。

（３）その他の項目の減価償却費の調整額4,546千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産に係るものであります。

（４）有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額629千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であります。

２．セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と一致するよう調整を行っております。

３．減価償却費には、長期前払費用及び保証金の償却額を含んでおります。

【関連情報】

当連結会計年度（自2025年９月１日　至2026年８月31日）

１．製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

（１）売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

（２）有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

３．主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
株式会社エー・チーム	3,497,818	エンジニアリング事業
株式会社北摂防災	1,182,650	エンジニアリング事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】
当連結会計年度（自2025年９月１日　至2026年８月31日）

（単位：千円）

	エンジニアリング事業	エネルギーマネジメント事業	系統用蓄電池事業	全社・消去	合計
減損損失	－	－	22,114	－	22,114

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】
該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】
該当事項はありません。

【関連当事者情報】
当連結会計年度（自2025年９月１日　至2026年８月31日）
該当事項はありません。

（１株当たり情報）

	当連結会計年度 （自2025年９月１日 至2026年８月31日）
１株当たり純資産額	215.55円
１株当たり当期純利益	110.10円

（注）１．当連結会計年度の潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
２．１株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度 （自2025年９月１日 至2026年８月31日）
親会社株主に帰属する当期純利益（千円）	880,824
普通株主に帰属しない金額（千円）	－
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益（千円）	880,824
普通株式の期中平均株式数（株）	8,000,000

（重要な後発事象）
該当事項はありません。

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高（千円）	当期末残高（千円）	平均利率（%）	返済期限
短期借入金	1,571,944	850,000	2.8	－
１年以内に返済予定の長期借入金	216,832	547,884	2.5	－
長期借入金（１年以内に返済予定のものを除く。）	1,963,740	3,929,048	2.5	2027年～2043年
合計	3,752,516	5,326,933	－	－

（注）１．平均利率については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

２．長期借入金（１年以内に返済予定のものを除く。）の連結決算日後５年内における１年ごとの返済予定額の総額

	１年超２年以内（千円）	２年超３年以内（千円）	３年超４年以内（千円）	４年超５年以内（千円）
長期借入金	393,926	362,092	326,205	864,305

【資産除去債務明細表】

連結財務諸表規則第15条の23に規定する注記事項として記載しているため、記載を省略しております。

（２）【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

（３）【その他】

該当事項はありません。

第７【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第８【発行者の株式事務の概要】

事業年度	毎年９月１日から翌年８月31日まで
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から３か月以内
基準日	毎年８月31日
株券の種類	－
剰余金の配当の基準日	毎年２月末日、毎年８月31日
１単元の株式数	100株
株式の名義書換え 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 名義書換手数料 新券交付手数料	 － － － － －
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	 大阪市中央区北浜四丁目５番33号 三井住友信託銀行株式会社　証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目４番１号 三井住友信託銀行株式会社 － 株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。 ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行うこととしております。 なお、電子公告は当社のホームページに掲載しており、そのアドレスは次のとおりであります。 https://kenep.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

（注）当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

（１）会社法第189条第２項各号に掲げる権利

（２）会社法第166条第１項の規定による請求をする権利

（３）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権を受ける権利

第二部【特別情報】

第１【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2026年11月27日

エネルギーパワー株式会社
　取締役会　御中

新月有限責任監査法人
大阪府大阪市
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　佐野明彦
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　池田晴彦

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第３項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているエネルギーパワー株式会社の2025年９月１日から2026年８月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、エネルギーパワー株式会社及び連結子会社の2026年８月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、発行者情報に含まれる情報のうち、連結財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合に

は、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうか

を評価する。

・　連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上